

【R8】守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金 申請の手引き

家庭における再生可能エネルギーの導入促進、徹底した省エネルギー化の推進を図るため、太陽光発電システム、蓄電池システム、その他省エネルギー設備等の導入にかかる経費の一部を補助します。

●申請受付期間

区分ア、イ:令和8年4月20日(月)～令和9年1月15日(金)

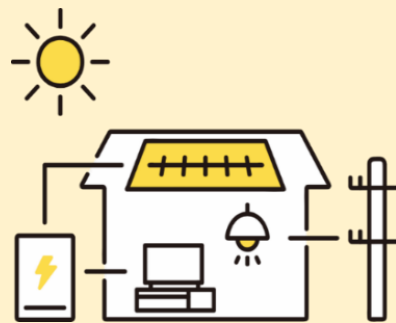
区分ウ:令和8年4月20日(月)～令和9年2月26日(金)

●実績報告提出期限(区分ア、イ)

補助対象事業完了日から30日を超えない日または
令和9年2月26日(金)のいずれか早い日

●補助対象設備

- ・太陽光発電システム(蓄電池システムと併用する場合のみ)
- ・蓄電池システム(太陽光発電システムと併用する場合のみ)
- ・省エネルギー設備等



補助金額等

区分	申請制度	補助対象設備	補助率	上限額
ア	事前	太陽光発電システム ※蓄電池システムと併用する場合に限る	3万5千円/kw	18万円
		蓄電池システム ※太陽光発電システムと併用する場合に限る	3万5千円/kwh	28万円
イ		外壁の断熱	補助率1/10 ※左欄に掲げる 設備の同時申請可 (上限10万円)	10万円
		屋根の断熱		
ウ	事後	高効率給湯器	補助率1/10 ※左欄に掲げる 設備の同時申請可 (上限9万円)	5万円
		高効率空調		2万円
		高効率冷蔵庫		2万円

補助対象設備・対象要件

区分	補助対象設備	対象要件(すべて満たすこと)
ア	太陽光発電システム	(1) 発電された電気の全部または一部を住宅において消費するもの (2) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナーおよびその他付属機器で構成されているもの (3) 太陽電池モジュールが、一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センター(JP-AC)において設備認定にかかる型式登録されているものまたはそれと同等であると市長が認めるもの (4) 蓄電池システムを併せて設置するか既に備えている住宅に設置すること
	蓄電池システム	(1) 太陽光発電システムと常時接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの (2) 蓄電池および電力変換装置が一体的に構成されているもの (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」において登録しているものまたはそれと同等であると市長が認めるもの (4) 太陽光発電システムを併せて設置するか既に備えている住宅に設置すること
イ	外壁の断熱	外壁へ断熱材の外張施工、外壁の内側から断熱材を充填施工もしくは内張施工または断熱塗装等断熱性能を有する施工
	屋根の断熱	屋根の上側(外側)へ断熱材を外張施工もしくは屋根の下側(小屋裏側)に断熱材を施工または断熱塗装等断熱性能を有する施工
ウ	高効率給湯器	電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)、潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)の設置
	高効率空調	省エネルギー性能の向上を促すための目標基準(トップランナー基準)において省エネ基準達成率100%を満たした製品、またはエネルギー消費効率(APF)が6.6以上のもの
	高効率冷蔵庫	省エネルギー性能の向上を促すための目標基準(トップランナー基準)において省エネ基準達成率100%を満たした製品

補助対象者

【補助対象者】

守山市内に住所を有する者であり、市税等の滞納がないこと

【補助対象住宅】

①市内に既存する住宅であること

②申請者が所有し居住(生計を一にする者および2親等以内の親族が所有する場合を含む)している住宅であること(新築住宅と賃貸物件は補助対象外です)。

発注・契約について

事前申請制:区分ア、イ

令和8年4月20日(月)以降に事前申請を行い、交付決定日以降に契約または発注を締結し、令和9年2月26日(金)までに引き渡しを受けた設備が補助対象となります。

※交付決定日より前に発注や契約をしている場合は、補助の対象外となります。

事後申請制:区分ウ

令和8年4月1日(水)以降に発注または契約を締結し、令和9年2月26日(金)までに引き渡しを受けた設備が補助対象となります。

※本補助金は国の交付金「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を財源としています。本補助金は他の補助金との併用を制限はしていませんが、国や県などの他の補助金において併用が制限されている場合があるため、併用を検討される際には、他の補助金申請先へご自身でご確認ください。

【注意事項】

- 施工業者は市内外を問いません。ただし、市内の施工業者が施工した場合は、補助上限額を20%上乗せします。
- 本補助金の交付は同一人または同一住宅において1回を限度とします。
同一区分内においては複数の申請を行うことができるものとする。ただし、区分を跨いだ複数の設備に係る申請は認めないものとする。
- 各区分の補助対象経費の総額は税別10万円以上であること。
- 補助対象経費の合計に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- 補助金の対象となる経費は、補助対象設備の設置に係る本工事費、付帯工事費および設備費とします。
- 補助要件を満たさない設備を導入された場合は、補助対象となりません。

申請方法:事前申請(区分ア、イ)

- 申請書受付期間 令和8年4月20日(月)～令和9年1月15日(金)

※受付時間は、平日の執務時間中(9:00～16:45)です。

※ただし、予算が上限に達した場合は、早期に受付を終了します。

※提出書類に不備や不足がある場合は受付できません。

- 申請書・実績報告書提出場所 守山市環境政策課(もりやまエコパーク交流拠点施設内)



※交付申請時と内容が変更した場合は、変更承認申請書の提出が必要です。

(交付決定額から20%以内の減額は変更申請は不要です。また、増額の変更は行いません。)

- 書類の提出は、原則、環境政策課窓口への持参としますが、郵送による提出も受け付けます。その際は、以下の点にご注意ください。
 - ・必要な添付書類の確認のため、必ず環境政策課に事前にお電話で連絡をお願いします。
 - ・郵送による申請の場合も、上記の受付期間必着です。
 - ・書類に不備があった場合は、再提出等が必要となります。余裕をもって提出してください。
 - ・書類に不備がある場合、不受理として返却させていただくことがあります。
 - ・郵送は、書類の紛失防止のため、簡易書留をお勧めしています。

提出書類:事前申請(区分ア、イ)

●交付申請時に必要な書類

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画内訳書(様式第2号)
- ③補助対象事業にかかる見積書の写し(メーカー名、型番、対象経費の内訳が分かるもの)
- ④補助対象設備の要件を満たしていることが分かる書類(カタログ、パンフレット、仕様書等)
- ⑤申請者の住民票、運転免許証、マイナンバーカード等申請者の氏名および現住所が確認できる公的証書の写し
- ⑥その他必要と認める書類(追加で書類提出をお願いする場合があります。)

●実績報告時に必要な書類

- ①実績報告(様式第9号)
- ②事業実績内訳書(様式第3号)
- ③補助対象事業にかかる請負契約書または発注書等の写し
※発注日、発注者名、納品場所、履行期間の分かるもの
- ④補助対象事業の**施工前後の写真**
- ⑤補助対象経費を支出したことを証する書類の写し(領収書等)
- ⑥補助対象設備の**保証書**の写しまたはこれに代わるもの
- ⑦補助対象設備に応じた次の書類
【太陽光発電システム】出力対比表の写し
【蓄電池システム】太陽光発電システムとシステム連携していることが分かる書類(配線図・構造図等)
- ⑧交付請求書(様式第11号)
- ⑨振込口座がわかる通帳の写し
- ⑩その他必要と認める書類(追加で書類提出をお願いする場合があります。)

●変更交付申請時に必要な書類

- ①変更交付・中止承認申請書(様式第6号)
- ②事業変更計画内訳書(様式第7号)
- ③変更内容が確認できる書類

実績報告書の提出は工事完了から30日を超えない日もしくは令和9年2月26日までに提出してください。

申請方法:事後申請(区分ウ)

●申請書受付期間 令和8年4月20日(月)～令和9年2月26日(金)

- ※受付時間は、平日の執務時間中(9:00～16:45)です。
- ※ただし、予算が上限に達した場合は、早期に受付を終了します。
- ※提出書類に不備や過不足がある場合は受付できません。

●申請書・実績報告書提出場所 守山市環境政策課(もりやまエコパーク交流拠点施設内)



※事業終了後に申請書を提出してください。

●書類の提出は、原則、環境政策課窓口への持参としますが、郵送による提出も受け付けます。その際は、以下の点にご注意ください。

- ・必要な添付書類の確認のため、必ず環境政策課に事前にお電話で連絡をお願いします。
- ・郵送による申請の場合も、上記の受付期間必着です。
- ・書類に不備があった場合は、再提出等が必要となります。余裕をもって提出してください。
- ・書類に不備がある場合、不受理として返却させていただくことがあります。
- ・郵送は、書類の紛失防止のため、簡易書留をお勧めしています。

提出書類:事後申請(区分ウ)

- ①交付申請書(様式第1号)
- ②事業実績内訳書(様式第3号)
- ③補助対象事業にかかる請負契約書または発注書等の写し
※発注日、発注者名、納品場所、履行期間の分かるもの
- ④補助対象事業の施工前後の写真
- ⑤補助対象経費を支出したことを証する書類の写し(領収書等)
- ⑥補助対象事業にかかる見積書等の写し(導入設備のメーカー名および型番ならびに事業経費の内訳の分かるもの)
- ⑦補助対象設備の保証書の写しまたはこれに代わるもの
- ⑧補助対象設備の要件を満たしていることが分かる書類(カタログ、パンフレット、仕様書等)
- ⑨申請者の住民票、運転免許証、マイナンバーカード等申請者の氏名および現住所が確認できる公的証書の写し
- ⑩交付請求書(様式第11号)
- ⑪振込先口座が分かる通帳の写し
- ⑫その他必要と認める書類(追加で書類提出をお願いする場合があります。)

交付申請書の受付は
令和8年4月20日から
令和9年2月26日まで

対象外事業

過去に国、県、市区町村が実施する助成制度による財政的支援を受けた補助対象設備のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表1および別表第2に規定する法定耐用年数を経過していない設備を更新するものは、補助の対象外となりますのでご注意ください。

対象外経費

下記の経費および費用は、補助の対象外となります。

- ①消耗品の購入に係る経費
- ②公租公課(消費税または地方消費税相当額等)
- ③各種保証料または保険料
- ④既存設備等の修理または修繕に係る経費
- ⑤購入の際にポイントを利用した場合の利用額および値引き費用
- ⑥中古品またはリース取引に基づく設備等の取得費用
- ⑦販売、貸付等による利益を目的とする設備等の取得費用
- ⑧転売、返品、贈与等を目的とする設備等の取得費用
- ⑨予備的取得または将来に備えるための設備等の取得費用
- ⑩経常的に支払が必要となる維持管理費用
- ⑪新築工事、増築工事、改築工事および減築工事に伴う費用
- ⑫美装工事およびハウスクリーニングに係る費用

※提出した書類の控えは、5年間各自で保管してください。

※補助金の交付を受けて取得した物品は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」別表第1号および第2号に規定する法定耐用年数を経過するまでは、目的に反して使用し、交換し、貸付し、担保に供し、または破棄してはいけません。

令和8年度守山市家庭用再エネ・省エネ設備等導入促進補助金の申請様式等や補助金のQ&Aを守山市ホームページで公開していますので併せてご確認ください。

<https://www.city.moriyama.lg.jp/machikankyobousai/kankyo/1001807/1014478.html>



【問い合わせ先および申請書類等提出先】

〒524-0216 守山市環境学習都市宣言記念公園1-1 交流拠点施設
守山市環境生活部環境政策課(もりやまエコパーク内)

TEL:077-584-4691 FAX:077-584-4818

メール:kankyoseisaku@city.moriyama.lg.jp

今後、手引きに追記する可能性もございますのでご了承ください。